

平成 2 5 年 第 3 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 2 月 8 日 (金) 開催

仙北市農業委員会

平成25年 第3回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年2月8日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
6番 倉橋重基	7番 新山昌樹
8番 大山久雄	10番 藤川栄
11番 黒沢龍己	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	14番 高橋政敏
15番 門脇博美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
20番 藤原由悦	21番 田村博美
22番 山本 實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻 均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3人)

5番 糸井 淳	9番 鈴木 八寿男
16番 山手善美	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 平成25年度仙北市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第9号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定

(3) 議案第10号

競売適格証明願いに対する可否決定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

7 番 新 山 昌 樹

8 番 大 山 久 雄

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成25年第3回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 天気が不安定な日が続いております。あまりありがたくないのですが、ようやく冬本番になったかなというところです。これ以上荒れてほしくないというのが本音ですが、自然が相手ですので今後の天候に注意していかねばならないと思っております。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に7番新山委員、8番大山委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時08分）

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

藤原主任 報告1、平成25年度仙北市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書についてです。1月25日の第2回総会にてご審議いただいた結果を資料に記載しております。これを仙北市選挙管理委員会へ提出しました。この後、選挙管理委員会で確認し、3月には名簿の縦覧となると思います。

小木田主任 報告2、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出

が2件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第8号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成25年2月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇66番地2。登記簿現況共に田。面積が501㎡。合計6筆の1,626.42㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん76歳。譲受人は〇〇地区の〇〇さん73歳。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり10万円の総額162,642円となっております。単価が低額に設定されておりますが、圃場の条件があまり良くないということでこのような額になったとのこと。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇47番地4。登記簿現況共に畑。面積が1,165㎡。合計12筆の21,533㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん89歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん62歳。同一世帯の親子でございます。申請事由は後継者へ一括贈与。世帯の稼働人員は3人中1人が農作業従事。備考といたしまして、申請地は共有地となっております。譲渡

人の共有持分3分の1を全部移転するものです。共有者につきましては、譲受人である〇〇さんでございます。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇19番地1。登記簿現況共に田。面積が1,320㎡。合計28筆の29,851.28㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん63歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん38歳。同一世帯の親子でございます。申請事由は後継者へ一括贈与。世帯の稼働人員は6人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇195番地2。登記簿現況共に田。面積が2,168㎡。合計3筆の6,181㎡。3条賃貸借新規、本家分家間の案件でございます。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん63歳。賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さん66歳。申請事由は賃貸人が労力不足。賃借人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり2万円の年額123,620円。期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇369番地1。登記簿現況共に田。面積が1,039㎡。合計10筆の8,415㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん81歳。賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さん47歳。申請事由は賃貸人が農業廃止。賃借人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は5人中4人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料田が10a当たり1万5千円。畑が5千円の年額114,605円。期間が許可日より10年間となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、5番については7番新山委員をお願いします。

7番新山 《整理番号1番、5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報

告》

議 長 次に、整理番号 2 番については、14 番高橋委員よりお願いします。

14 番高橋 《整理番号 2 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号 3 番については、16 番山手委員よりお願いします。

16 番山手 《整理番号 3 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号 4 番については、25 番辻委員よりお願いします。

25 番 辻 《整理番号 4 番について、農地法第 3 条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 8 号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 8 号については許可することに決定します。(9 時 16 分)

議 長 次に、議案第 9 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。24 番藤村委員お願いします。

24 番藤村退席 (9 時 17 分)

議 長 それでは議案第 9 号の整理番号 5 番、6 番、105 番、106 番、107 番、132 番を上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第 9 号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成 25 年 2 月 8 日提

出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任

内容について説明します。全て利用権設定の案件でございます。整理番号5番。農地の所在が〇〇地区の合計3筆。面積が2,594㎡です。利用権を設定するのは〇〇市の〇〇さん89歳。受けるのは〇〇地区の農事組合法人〇〇。利用目的は水田として。期間は3年間。賃借料は10a当たり2万円の年額51,880円となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇地区の合計5筆。面積が8,381㎡です。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん39歳。受けるのは5番と同じく〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万5千円の年額132,165円となっております。続きまして整理番号105番。農地の所在が〇〇地区、〇〇地区の合計13筆。面積が12,962㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん81歳。受けるのは農協を通して〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万5千円の年額19,430円となっております。続きまして整理番号106番。農地の所在が〇〇地区の合計10筆。面積が17,785㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん73歳。受けるのは農協を通して〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり田が9,200円。畑が2,100円の年額91,160円となっております。続きまして整理番号132番。利用権再設定の案件でございます。農地の所在が〇〇地区の合計43筆。面積が34,087.21㎡。利用権を設定するのは〇〇さん85歳。受けるのは〇〇。利用目的は水田として。期間は3年間。賃借料は10a当たり田が2万円。畑が無償の年額649,340円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第9号の整理番号5番、6番、105番、106番、107番、132番については適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第9号の整理番号5番、6番、105番、106番、107番、132番については適正と認めることに決定します。24番藤村委員の帰席をお願いします。

24番藤村帰席（9時20分）

議長 次に、整理番号61番から64番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。13番真崎委員をお願いします。

13番真崎退席（9時21分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 全てが農協を通して利用権設定する案件でございます。整理番号61番。農地の所在が〇〇地区の合計4筆。面積が6,472㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん59歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん62歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万2千円の年額77,664円となっております。続きまして整理番号62番。農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が1,081㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん55歳。受けるのは〇〇さん。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万円の年額10,810円となっております。続きまして整理番号63番。農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が1,903㎡。利用権を設定

するのは〇〇地区の〇〇さん58歳。受けるのは〇〇さん。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万円の年額19,030円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号61番から64番については適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号61番から64番については適正であると認めることに決定します。真崎委員の復帰をお願いします。

13番真崎帰席（9時23分）

議長 次に、整理番号85番、86番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。7番新山委員をお願いします。

7番新山退席（9時24分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 こちらも、農協を通して利用権を設定する案件でございます。整理番号85番。農地の所在が〇〇地区の合計12筆。面積が5,367㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん80歳。受けるのは農協を通して整理番号86番の〇〇さん40歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり1万4千円の年額75,138円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので、整理番号85番、86番については適正であると認

めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、整理番号85番、86番については適正であると認めることに決定します。新山委員の復帰をお願いします。

7番新山帰席（9時25分）

議 長 次に、整理番号113番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。10番藤川委員をお願いします。

10番藤川退席（9時25分）

議 長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号113番、利用権再設定の案件でございます。農地の所在が〇〇地区の1筆。面積が607㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん54歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん32歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は無償となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、整理番号113番については適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、整理番号113番については適正であると認めることに決定します。藤川委員の復帰をお願いします。

10番藤川帰席（9時26分）

議 長 次に、整理番号5番、6番、61番、62番、63番、64番、85番、86番、105番、106番、107番、113番、132番を除く案

件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任

今回、人、農地プランが策定されたことによって離農、集積協力金の関係で膨大な件数となっております。資料のほうは事前に確認いただいているものと思われますので、また、利用調整会議でも承認をいただいておりますので要約して説明させていただきます。それでは整理番号1番から4番、所有権移転の案件から説明します。整理番号1番。前回総会で買入協議としてご審議いただき、無事に話がまとまったものです。農地の所在が〇〇地区の合計57筆。面積が43,347㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん76歳。移転を受けるのは公社を通して〇〇地区の〇〇さん64歳です。売買価格は10a当たり40万円の総額17,349,600円でございます。資金はスーパーL資金を活用する計画でございます。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇地区の2筆。面積が2,062㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん51歳。受けるのは〇〇地区の〇〇さん50歳。売買価格は10a当たり50万円の総額100万円。自己資金で対応する計画でございます。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇地区の2筆。面積が2,021㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん81歳。受けるのは同じく〇〇地区の合資会社〇〇。売買価格は10a当たり643,245円の総額130万円。資金は自己資金で対応する計画でございます。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇地区の2筆。面積が4,100㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん69歳。受けるのは整理番号3番と同じく〇〇。売買価格は10a当たり634,146円の総額260万円。資金は自己資金で対応する計画でございます。整理番号7番からは農協を通じた利用権設定の案件でございます。各地区要約して説明します。始めに田沢湖地

区です。整理番号7番から14番につきましては、農協を通して〇〇地区の〇〇さんが借りる案件でございます。こちらの農地は以前耕作していた方が亡くなり、それを〇〇さんが引き受けるものでございます。賃借料、期間等問題無いと思われま。整理番号15番以降も農協を通した案件で、離農、規模拡大加算の対象になる案件でございます。次に、角館地区に移ります。整理番号65番。こちらは〇〇地区の〇〇さんが農協を通して借りる案件でございます。こちらも期間、賃借料等問題無いと思われま。整理番号66番以降も利用調整会議で承認いただいておりますので問題は無いと思われま。次に、西木地区に移ります。整理番号83番。〇〇地区の〇〇さんが農協を通して借りる案件でございます。西木地区につきましても、賃借料は公表している範囲内であり、期間も問題無いと思われま。整理番号108番からは再設定の案件でございます。利用調整会議でも、問題無いと承認をいただいておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第9号、整理番号5番、6番、61番、62番、63番、64番、85番、86番、105番、106番、107番、113番、132番を除く案件につきましては適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第9号については適正であると認めることに決定します。 (9時35分)

議 長 次に、議案第10号、農技法第3条第1項目的の買受適格証明願について

てを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第10号。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、別紙のとおり買受適格証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成25年2月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番と2番については仙台国税局からの公売物件に係る案件でございます。整理番号1番。農地の所在が〇〇地区の合計3筆。面積が4,436㎡。土地の所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は〇〇地区の〇〇さん50歳。申請事由は経営規模の拡大となっております。続きまして整理番号2番。申請地は整理番号1番と同様です。申請人は〇〇地区の〇〇さん57歳。土地所有者の妻でございます。申請事由は農業経営の維持となっております。申請地の場所は資料の案内図をご覧ください。案内図中央に走っているのは〇〇線でございます。〇〇踏切を渡り、数百メートルほどのところを左折し、更に数百メートルのところでございます。次に、位置図をご覧ください。圃場と用悪水路を挟んで所有者の自宅が隣接しております。次に、整理番号3番からは裁判所からの競売物件に係る案件でございます。整理番号3番から5番までの農地の所在が〇〇地区の合計7筆。面積が3,215㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は整理番号3番が〇〇地区の〇〇さん59歳。整理番号4番が〇〇地区の〇〇さん54歳。整理番号5番が〇〇地区の〇〇さん72歳。申請事由は3名共に経営規模の拡大となっております。続きまして整理番号6番と7番。農地の所在が〇〇地区の合計6筆。面積が5,307㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は整理番号6番が〇〇地区の〇〇さん56歳。整理

番号7番が〇〇地区の〇〇さん64歳です。申請事由は2名共に経営規模の拡大でございます。整理番号3番から5番までの申請地の場所は〇〇地区の〇〇へ向かう市道の沿線上の農地でございます。申請地付近には、農道を挟んで所有者の自宅がある状況でございます。次に、整理番号6番と7番についてです。申請地の場所は市役所〇〇庁舎から国道〇〇号線を数百メートル南下したところでございます。申請地周辺には所有者の自宅がある状況でございます。議案第10号の7名の申請人につきましては、担当者の意見としては、営農状況等問題ないと判断しております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第10号については適格であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第10号については適格であると証明することに決定します。(9時46分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

11番黒沢 議長。

議長 どうぞ。

11番黒沢 議会から大規模肥育団地についての報告があります。黒沢地域では協議会を立ち上げ、1月20日に全体会を開催し色々な要望、意見を付して協定を結ぶということになりました。もう一つの外谷地地域ですが、こちらについても私が同席させていただき、仙北市にプラスになることも

あるということで可としていただきました。また、ホテル侘桜の社長と意見交換を行い、こちらも協定を結ぶということになりました。現在市でも若干の遅れはありますが、林地開発行為ということで計画に入ったという話は聞いております。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にありませんか。

17番石郷岡 議長。

議 長 どうぞ。

17番石郷岡 昨日、合併研究会が開かれました。現状はなかなか進んでいないというところですが、今後のことについてどうするか検討している段階です。今年も研究会を継続するということが決まっておりますので、動きがあった場合は報告したいと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。推薦委員からの報告が終わりました。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成25年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(9時54分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成25年 4月 5日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 7 番 新 山 昌 樹

署 名 員 8 番 大 山 久 雄
